

16 基本ルール

(1) 規制にかかわる通知・通達等の見直しの計画的推進

規制にかかわる通知・通達等の見直しが、規制改革会議のみならず通知・通達等を所管する各府省庁においても引き続き取組期間である平成 23 年度末まで計画的かつ精力的に実施されるために、各府省庁は、平成 21 年 4 月末日までに平成 21 年度に見直すこととする通知・通達等を規制改革会議に報告する際、併せて 23 年度までの年度ごとに見直しを実施する予定を示した見直し推進計画を作成し、報告する。**【平成 21 年 4 月末日までに措置】**(基本ア bエ)

また、規制改革会議としても、見直し推進計画に基づく見直しの実施状況を適宜適切にフォローアップする。**【逐次実施】**(基本ア bオ)

(2) 公文書管理の在り方等の見直し【平成 21 年度以降検討】

公文書管理法（仮称）に基づく体制の整備は国の重要な責務に関わることから、大変意義深いとともに重要なものである。それとともに、公文書管理システムをより一層充実したものとするために、ファイルの検索性を高めるための整理方法、国立公文書館におけるデジタルアーカイブ化について引き続き調査研究を行う。(基本イ)